

~1/31 償却資産の申告

令和4年1月1日現在で、町内に事業用の資産（土地・家屋以外で、構築物（舗装路面・フェンスなど）、器具や備品（コピー機、パソコンなど）、機械や装置などの償却資産）を所有されている個人または法人の方は、申告が必要です。期限までに町へ申告書を提出してください。新たに償却資産を取得された方などで申告書が必要な方は連絡してください。申告書は町ホームページから取得することもできます。

▼提出期限 1月31日（月）必着

▼提出方法 持参、郵送またはeLTAX
▼問合せ 税務課課税係

☎28・2434

1/14~20 税に関する作品展

名古屋西納税貯蓄組合連合会が、名古屋西税務署管内（豊山町、名古屋市区、清須市、北名古屋市）の小中学校の皆様を対象に、税についての作文と習字を募集しました。その入賞作品の展示を次のとおり行います。

▼とき 1月14日（金）～1月20日（木）

午前10時～午後9時

なお、1月15日（土）午前10時～正午まで税金クイズを行います。

▼ところ エアポートウォーク名古屋

3階北側エスカレーター前

▼主催 名古屋西納税貯蓄組合連合会

▼問合せ 税務課課税係

☎28・0926

~1/31 給与支払報告書の提出

事業主の方は、従業員や雇い人（家族などの青色事業専従者を含む）に対し、給与、賞金、賞与などを支払った場合、支払いを受ける方ごとに、前年中の支払額などを記載した給与支払報告書を、その支払いを受ける方の1月1日の住所がある市町村へ、提出する必要があります。

事業主の方で、正規社員、パート、アルバイト、日雇い、退職者などがおられる場合は、個人法人を問わず、提出してください。

▼提出期限 1月31日（月）必着

▼提出方法 持参、郵送またはeLTAX（前々年における源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました）

▼問合せ 税務課課税係

☎28・2434

Info 個人住民税の特別徴収を推進中

愛知県と県内すべての市町村では、個人住民税の特別徴収（給与天引き）の適正実施に取り組んでいます。現在、従業員の個人住民税が普通徴収となっている事業所については、令和4年度分以降、特別徴収への切り替えをお願いします。

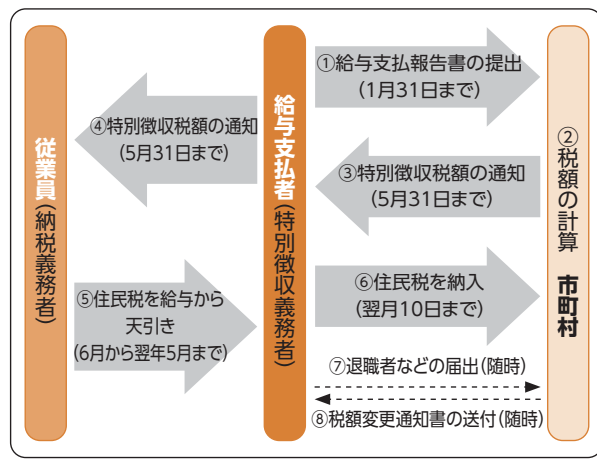
▼特別徴収とは

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収し、納入していただく制度です。法令の規定により、給与を支払う事

業主は、原則として個人住民税を特別徴収していただくことになっていきます。
特別徴収の対象となる方
前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員（パート、アルバイトを含む）

特別徴収の対象とならない方
・退職者（退職予定者を含む）
・2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
・給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収できない方
・給与が毎月支給されていない方

特別徴収のしくみ



Info 自動車税・軽自動車税 種別割の手続

自動車税・軽自動車税種別割は、4月

▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434

1日現在の所有者に課税されます。車検切れなどで廃車にするときや、名義変更をするときは、3月末までに手続きを行ってください。なお、毎年2月、3月は車検場の登録窓口が大変混雑します。早めの手続きをおすすめします。
また、自動車の登録・廃車などの手続きを自動車販売業者などに依頼する方は、手続きが確実に行われているかを確認してください。

登録・廃車の問合せ

○普通自動車・小型自動車・250ccを超えるオートバイ	愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2048
○軽自動車（四輪・三輪）	軽自動車検査協会 ☎050・3816・1773
○125ccを超え250cc以下のオートバイ	愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2048
○125cc以下のオートバイ・小型特種自動車	町税務課 ☎28・2434
税金の問合せ（自動車税種別割）	県名古屋北部県税事務所課税第二課自動車税グループ ☎052・531・6305
税金の問合せ（軽自動車税種別割）	町税務課 ☎28・2434

▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434

▼税金の問合せ（自動車税種別割）

県名古屋北部県税事務所課税第二課

自動車税グループ

☎052・531・6305

（ダイヤルイン）

（軽自動車税種別割）豊山町税務課

☎28・2434（ダイヤルイン）